

宮代町広告付受付番号自動発券機システムの無償設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮代町有料広告掲載の取扱に関する要綱（平成18年宮代町告示第95号）の規定に基づき、町が使用するための広告付受付番号自動発券機システム（以下「自動発券機システム」という。）の無償設置及び運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動発券機システム 窓口における証明書の交付、戸籍の届出、住民異動届等の順番を整理するための番号発券機、受付した番号を表示する番号案内表示機及び周辺機器並びに町内及び近隣地域の企業の広告や町の行事等を放映する機能を有する機器をいう。
- (2) 自動発券機システム提供者 過去2年間で地方公共団体への自動発券機システムの無償の設置及び運用の実績があり、町税その他の税金の滞納がなく、自動発券機システムの故障等のときに、おおむね1時間以内で設置場所まで到着が可能であり、埼玉県内に本社又は支社若しくは営業所を有し、又は提携企業を有する者であって、自動発券機システムに広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告映像の作成、更新及び運用並びに行政情報映像の作成、更新及び運用を行い、自動発券機システムを町に無償で設置し、及び運用する者をいう。

(広告主の範囲)

第3条 広告主となることができる者は、本町の区域内に活動の拠点を有し、宮代町有料広告掲載の取扱に関する要綱第2条に規定する掲載の要件を満たす法人その他の団体又は個人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要があると認めるときは、町外に活動の拠点を有する法人その他の団体又は個人であっても、宮代町有料広告掲載の取扱に関する要綱第2条に規定する掲載の要件を満たしていれば広告主となることができる。

(自動発券機システム提供者の募集)

第4条 自動発券機システム提供者の募集は、町公式ホームページにおける公募により行うものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、基準等は、自動発券機システムを利用した動画又は静止画とし、別に定める。

(無償設置等の申込方法)

第6条 自動発券機の無償の設置及び運用を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、町が別に定める募集期間内に広告付受付番号自動発券機システム申込書（様

式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出し、申込むものとする。

- (1) 提案書(自動発券機システムの仕様等の記載を含む。)
 - (2) 会社概要等(会社の事業内容、経歴など概要が分かるもの)
 - (3) 法人登記に係る現在事項全部証明書(事業主の場合は、身分証明書)
 - (4) 納税証明書(最新の事業年度のもの)
 - (5) その他町長が別に定める書類
- (自動発券機システム提供者の決定)

第7条 町長は、前条の規定により申込みを受けたときは、当該申込みに係る書類及びプレゼンテーション又はヒアリングにより内容を審査し、自動発券機システム提供者を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により自動発券機システム提供者を決定したときは、広告付受付番号自動発券機システム提供者決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(自動発券機システム提供者の責務)

第8条 自動発券機システム提供者は、広告の内容、デザイン等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 自動発券機システム提供者が広告主を募集する場合は、自らが広告の募集者であることを明確にしなければならない。

(事前審査)

第9条 自動発券機システム提供者は、広告を放映する前に、広告主及び広告内容の可否等について町長に協議し、その承諾を受けなければならない。

- 2 前項の規定による協議の結果、町長が広告の差し替え又は広告内容の修正を求めた場合は、自動発券機システム提供者はこれに従わなければならない。

(広告の放映)

第10条 自動発券機システム提供者は、前条の規定による協議により承諾を受けた後に広告を放映するものとする。

(広告内容等の変更等)

第11条 町長は、第9条の規定による承諾をした後においても、広告主又は広告内容が不適当と認められる事実が明らかになったときは、広告主若しくは広告内容を変更し、又は広告の放映を中止することができる。

(契約の締結)

第12条 町長は、自動発券機システム提供者が自動発券機システムの無償設置及び運用をしようとするときは、当該自動発券機システムに関して、自動発券機システム提供者と契約を締結するものとする。

(貸付料等)

第13条 自動発券機システム提供者は、貸付料として、広告料の一部及び民間企業広告

に係るモニターの使用に伴う電気使用料相当額を町へ納めるものとする。なお、貸付料については、町と協議の上、決定するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月25日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

広告付受付番号自動発券機システム申込書

年 月 日

宮代町長 様

申込者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail

宮代町広告付受付番号自動発券機システムの無償設置及び運用に関する要綱第 6 条の規定により、申し込みます。

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

申込者

様

宮 代 町 長 印

広告付受付番号自動発券機システム提供者決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告付受付番号自動発券機システムの提供については、次のとおり決定したので、宮代町広告付受付番号自動発券機システムの無償設置及び運用に関する要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

審査結果

宮代町広告付受付番号自動発券機システム提供者に

選 定 す る 。

選定しない 。